

## 懲戒処分の公表について

学校法人ノースアジア大学では教育職員 1 名（秋田看護福祉大学助教：女性：50 代）を懲戒処分といたしましたので、就業規則に基づき下記のとおり公表します。

### 記

#### 1. 処分内容

解雇

#### 2. 事案の内容

上記の職員の行動が労働基準法附則第 137 条及び学校法人ノースアジア大学就業規則に違反したため。

以上